

那覇港湾施設

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	垣花町ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県那覇市	字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで並びに住吉町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県那覇市	旭町、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、泉崎一丁目及び二丁目、奥武山町、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小祿（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町、垣花町一丁目から三丁目まで、鏡原町（次の図面に示す部分に限る。）、久米一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、久茂地一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町一丁目から三丁目まで、楚辺一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、字田原（次の図面に示す部分に限る。）、辻一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、通堂町、西一丁目から三丁目まで、東町、松尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、山下町、古波蔵三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、金城一丁目から四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田原一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに壺川一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目

	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域</p>	<p>一 北緯二十六度十二分四十二秒、東経百二十七度三十八分四十三秒の点 二 北緯二十六度十三分九秒、東経百二十七度三十八分四十八秒の点 三 北緯二十六度十三分二十五秒、東経百二十七度三十九分十二秒の点 四 北緯二十六度十三分二十秒、東経百二十七度四十分五秒の点 五 北緯二十六度十一分五十六秒、東経百二十七度四十分五十九秒の点 六 北緯二十六度十一分四十九秒、東経百二十七度四十分五十一秒の点 七 北緯二十六度十二分十八秒、東経百二十七度三十八分五十五秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

那覇港湾施設周辺地域



地理院地図

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域
対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。